

千葉県公安委員会告示第9号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。

令和6年3月15日

千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第1条第2号に規定する施設警備業務 1級

2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日

(1) 学科試験

令和6年6月18日（火曜日）午前10時から午後1時まで

(2) 実技試験

令和6年7月27日（土曜日）午前9時から午後1時まで

3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所

(1) 学科試験

千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階

(2) 実技試験

千葉市美浜区浜田2丁目1番 千葉運転免許センター

4 受検定員及び受検資格

(1) 受検定員

10人

(2) 受検資格

千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検申込手続等

(1) 受検申込手続

ア 申込方法

受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地（受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込票受付期間等

令和6年5月7日（火曜日）から10日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

(2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を經由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

令和6年5月27日（月曜日）から5月31日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面（千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面）

(イ) 4（2）アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面

(ウ) 4（2）イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

(エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

16,000円

イ 納入方法

受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 問合せ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043（201）0110